

工事一時中止に係るガイドライン(案) 事例集

令和4年4月

北陸地方建設事業推進協議会
工事施工対策部会

はじめに

公共土木工事では受注者の責に帰することができない事由により工事を施工できないと認められる場合には、発注者が工事の全部又は一部の中止を命じなければなりません。しかし、一部において一時中止指示を行っていない工事が見受けられ、受注者の現場管理費等の増加や配置技術者の専任への支障が生じているといった指摘があるところです。このため平成20年5月に北陸地方建設事業推進協議会の工事施工対策部会において「工事一時中止に係るガイドライン(案)」を策定し、その活用を図ってきたところです。

この「工事一時中止に係るガイドライン(案)」の理解を助けるため、工事施工対策部会の構成機関において工事の一時中止事例を持ち寄り、「工事一時中止に係るガイドライン(案)事例集」を作成しましたので参考としてください。

この「工事一時中止に係るガイドライン(案)事例集」は北陸地方で実際に発注された工事の一時中止事例(工期・金額変更の有無)を集めたものですが、土木工事は千差万別の自然条件・社会条件の制約の下で多岐にわたる目的物を生産するものであり、必ずしも事例集と同様に対応できるということを保証するものではありません。また、ここに掲載されている事例が必ずしも全ての受発注者共通の認識に基づくものではないことをご理解願います。

この「工事一時中止に係るガイドライン(案)事例集」を皆様の参考としていただき、より一層「円滑かつ効率的な事業執行」の推進に寄与できれば幸いです。

令和4年4月

北陸地方建設事業推進協議会 工事施工対策部会

工事一時中止に係るガイドライン（案） 事例集一覧 <増加費用が計上された事例>					
		工種等	概 要	中止期間	工期延伸期間 ※（）赤字：中止期間分延伸
増加費用が計上された事例	1	護岸工及び耐震対策工事	地元との協議未了	70日間	(70日間) 137日間
	2	下水道工事	地元との協議未了	34日間 22日間	97日間(内、56日間)
	3	沿道環境整備工事	地元との協議未了	69日間	92日間(内、69日間)
	4	電線共同溝工事	地元との協議未了	92日間	(99日間)
	5	築堤及び樋門工事	関連工事との協議未了	59日間	101日間(内、59日間)
	6	舗装工事	関連工事の遅延	125日間	(101日間)
	7	舗装工事	関連工事の遅延	87日間 111日間	139日間(内、87日間) (74日間)
	8	トンネル工事	関連工事の遅延	201日間	(223日間)
	9	道路改良工事	関連工事の遅延（地権者の移転工事遅延）	72日間	(31日間)
	10	電線共同溝工事	関係機関との協議未了	58日間 154日間	(102日間)
	11	電線共同溝工事	関係機関との協議未了	40日間	94日間(内、40日間)
	12	電気通信設備工事	関係機関との協議未了	30日間 182日間 39日間	340日間(内、251日間)
	13	道路工事	関係機関との協議未了	56日間	なし
	14	下水道工事	関係機関との協議未了	120日間	187日間(内、120日間)
	15	港湾工事	関係機関との協議未了	226日間	364日間(内、226日間)
	16	河川工事	関係機関との協議未了	70日間	(33日間)
	17	道路改良工事	設計図書と現地の相違（工事用道路）	123日間	151日間(内、123日間)
	18	トンネル工事	設計図書と現地の相違（現地地盤）	42日間	334日間(内、42日間)
	19	海岸工事	設計図書と現地の相違（現地地盤）	92日間 46日間	197日間(内、138日間)
	20	護岸工事	設計図書と現地の相違（現地地盤）	62日間	109日間(内、62日間)
	21	築堤及び樋門工事	自然的又は人為的な事象（遺跡調査）	151日間 177日間	382日間(内、328日間)
	22	法面工事	自然的又は人為的な事象（確認試験）	199日間	490日間(内、180日間)
	23	トンネル工事	自然的又は人為的な事象（新型コロナウイルス）	20日間	287日間(内、0日間)
	24	砂防工事	自然的又は人為的な事象	103日間	222日間(内、110日間)
	25	砂防工事	自然的又は人為的な事象	28日間	93日間(内、28日間)
	26	砂防工事	自然的又は人為的な事象	99日間 55日間	150日間(内、99日間) 90日間(内、55日間)
	27	離岸堤工事	自然的又は人為的な事象	104日間	254日間(内、104日間)
	28	橋梁工事	自然的又は人為的な事象	62日間	374日間(内、62日間)
	29	トンネル工事	自然的又は人為的な事象	8日間	なし
	30	公園工事	自然的又は人為的な事象	51日間	90日間(内、51日間)
	31	水門工事	自然的又は人為的な事象	176日間	365日間（内、176日間）
	32	海岸工事	自然的又は人為的な事象	50日間 133日間	244日間(内、183日間)
	33	トンネル工事	自然的又は人為的な事象、関連機関との協議未了	75日間 68日間 33日間	なし

工事一時中止に係るガイドライン（案） 事例集 一覧 <増加費用が計上されなかった事例>					
		工種等	概 要	中止期間	工期延伸期間 ※（）赤字：中止期間分延伸
増加費用が計上されなかった事例	①	橋梁下部工事	地元との協議未了	221日間	(171日間)
	②	橋梁下部工事	借地協議の未了	61日間	90日間(内、61日間)
	③	舗装工事	関連工事との協議未了、設計変更	14日間 93日間 46日間	200日間(108日間) 62日間 46日間(46日間)
	④	築堤工事	関連工事の遅延	91日間	(96日間)
	⑤	橋梁上部工事	関連工事の遅延	20日間	90日間(内、20日間)
	⑥	トンネル工事	関連工事の遅延	169日間	(99日間)
	⑦	トンネル工事	関連工事の遅延	222日間	(238日間) 127日間
	⑧	道路設備工事	関連工事の遅延	105日間	187日間(内、105日間)
	⑨	橋梁耐震補強工事	関係機関との協議未了	9日間	40日間(内、9日間)
	⑩	トンネル工事	関係機関との協議未了	39日間	122日間(内、39日間)
	⑪	道路工事	関係機関との協議未了	47日間	なし
	⑫	下水道工事	関係機関との協議未了	28日間	(28日間)
	⑬	海岸工事	関係機関との協議未了	197日間	(173日間)
	⑭	歩道工事	関係機関との協議未了、設計変更	152日間	(159日間) 200日間
	⑮	砂防流路及び道路改良工事	設計図書と現地の相違（現地地盤）	35日間	なし
	⑯	道路改良工事	自然的又は人為的な事象	51日間	15日間
	⑰	電線共同溝工事	自然的又は人為的な事象、設計変更	39日間 16日間	204日間(内、39日間) (16日間)
	⑱	公園工事(電気通信設備)	自然的又は人為的な事象	51日間	90日間(内、51日間)
	⑲	設備塗装工事	自然的又は人為的な事象	22日間	26日間(内、22日間)
	⑳	舗装工事	自然的又は人為的な事象（遺跡調査）	127日間	(62日間)
	㉑	堰工事	自然的又は人為的な事象	18日間	なし
	㉒	河川工事	自然的又は人為的な事象	13日間	88日間(内、13日間)
	㉓	ブロック製作工事	自然的又は人為的な事象（新型コロナウイルス）	62日間	(34日間)
	㉔	トンネル工事	自然的又は人為的な事象（労働者確保困難）	33日間	(33日間)
	㉕	下水道工事	自然的又は人為的な事象	137日間	(163日間)
	㉖	橋梁塗装工事	自然的又は人為的な事象（新型コロナウイルス）	113日間	(126日間)
	㉗	道路改良工事	自然的又は人為的な事象	81日間 65日間	(146日間)
	㉘	河川工事	自然的又は人為的な事象	14日間	97日間(内、30日間)

費用増	工期延伸
○	○

○:增加・延伸

×:増加なし・延伸なし

工期: H21. 2. 24 ~ H22. 3. 26 (当初:H21. 8. 31)

①本工事の耐震対策工については、当初、特記仕様書において、修正設計成果の提示を平成21年3月下旬としていたが、別途業務で予定していたボーリング調査の遅れ等により当初予定していた時期に実施不可能となったため、本工事ではボーリング調査を4月中旬より行い、修正成果の検討資料とする事となり、提示が遅れる事となった。

②市道付替工については、当初、特記仕様書において、本工事の迂回路設置に伴う借地を予定していたが、用地関係の未協議により、地元から着手の承諾を得られず、工事着手ができない状況となった。

上記より、修正設計成果の提示及び地元協議の承諾が平成21年6月30日頃となり、それまでの期間、施工を中止する事となった。(ガイドラインP8「工事用地等の確保ができない等のため工事が施工できない場合」に該当)

年	H21												H22		
月	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
日	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	
当初計画工期	着工 2/24							完成 8/31							
変更工期															
			4/24	工事中止期間(70日間)				7/2	9/1	工期延伸期間(207日間)				3/2	

・平成21年4月27日 受注者が工事の一時中止に伴う基本計画書を提出し、協議の結果、中止期間(70日間)の現場維持費を計上した。(ガイドライン P15「標準積算」により算定) ※積上げ項目は特になし

着工後、工事の一時中止(70日)と、低水護岸工の増工のため工期変更の必要性が生じた。8月12日に第1回変更を行い、低水護岸工の増工分(137日)を加算して工期延伸(207日)とした。

2 ○○下水道工事

費用増	工期延伸
○	○

【1. 工事概要】

工種：開削工法(φ200VU)L=166m, (φ250VU)L=79m, 推進工法(φ200VU)L=51m

工期：H20. 2. 12 ~ H21. 6. 30（当初：H21. 3. 25）

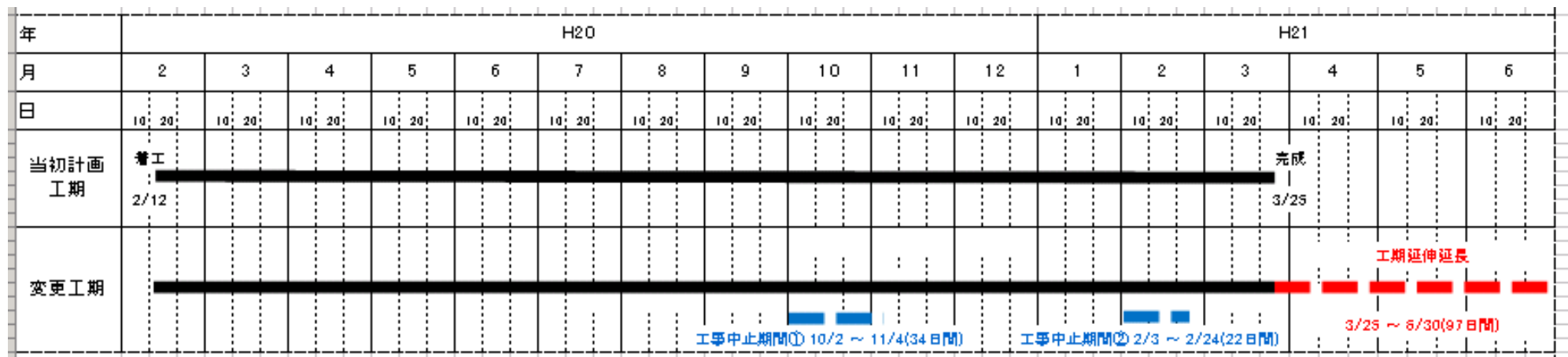
○：増加・延伸

×：増加なし・延伸なし

【2. 中止概要】

工事路線一部について地元から同意が得られず、工事の進捗を図ることが出来ないことにより、やむを得ず工事中止(56日間)を余儀なくされた。(ガイドラインP8「工事用地等の確保ができない等のため工事が施工できない場合」に該当)

【3. 中止期間】



【4. 増加費用の協議・費用が計上された項目等】

工事中止期間は56日と3ヶ月未満であったため、一時中止の増加費用は標準積算にて計上した。(ガイドラインP15「標準積算」により算定)

【5. コメント】

・受注者の責によらない理由により施工不可能となったため、工事中止の措置を取り、工期・金額について受発注者で協議し必要な対応を行った。

・工期延伸(97日)は、中止期間①+②(56日)に舗装の本復旧に要する期間(増工41日)を加算したものである。

費用増	工期延伸
○	○

○:增加・延伸

×：増加なし・延伸なし

工事中止期間(69日)に加え、官民境界ブロックの施工日程について沿線者と協議した結果、施工に係る日数が増加(23日)したため、計92日間の延伸となった。

費用増	工期延伸
○	○

○:增加・延伸

×：増加なし・延伸なし

地上機(ハンドホール)の位置について、地権者との協議が遅延したため、やむを得ず工事中止(92日間)を行った。
(ガイドラインP8「工事用地等の確保ができない等のため施工ができない場合」に該当)

中止期間が全体工事に影響があった為、工期も中止期間(92日)と同程度の99日間延伸に変更となった。

5 ○○川 ○○築堤及び樋門新設工事

費用増	工期延伸
○	○

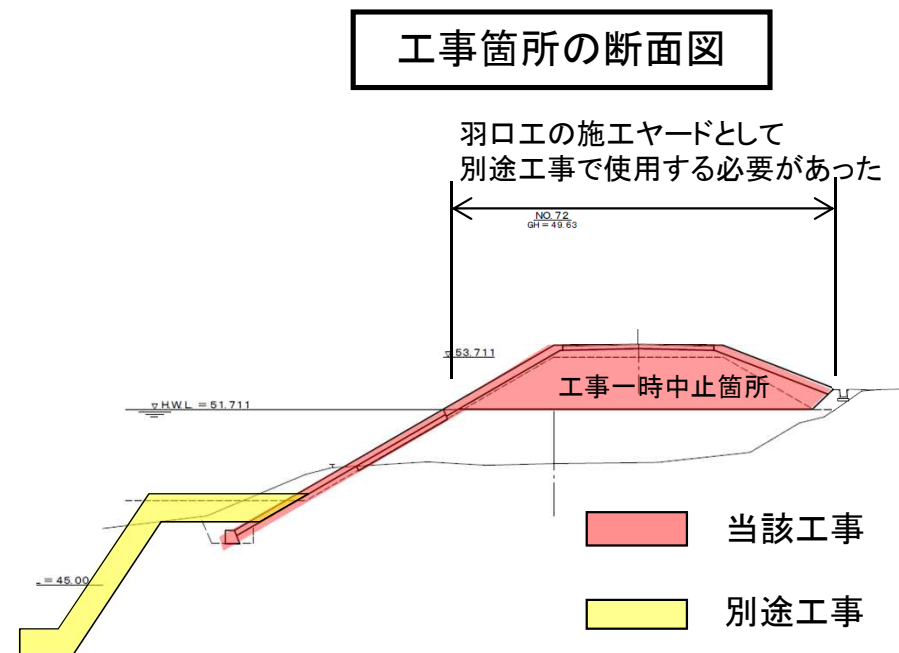
【1. 工事概要】

工種：築堤盛土L=700m、排水樋門1基、橋脚保護1式

工期：H21.3～H22.3

【2. 中止概要】

本工事は、別途工事で施工する護岸工上部(HWL以上)の築堤工事である。施工箇所の一部に山付け部の取付けがあり、別途護岸工事で羽口工の必要が生じたことから盛土箇所の一部を作業ヤードとして利用する必要があったため、当該箇所の盛土工、植生工、天端工などについて工事を中止した(59日)。(ガイドラインP8「工事用地等の確保ができない等のため施工ができない場合」に該当)



【3. 中止期間】

年	H21																		H22											
月	3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		1		2		3		4			
日	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20		
当初計画 工期	着工 3/12																				完成 12/20									
変更工期																							工期変更(12/18)							
工事延伸期間																														
12/1 工事一部中止期間(59日間) 1/28																														
12/20～3/31(101日間)																														

【4. 増加費用の協議】

工事現場外への搬出又は工事現場への再投入に要する費用(ガイドラインP27費目「木 運搬費①」)に該当)

【5. コメント】

中止期間が契約工期末を越える予定であったため、12/18に工期変更を行い、別途工事の工程を確認、再開日(1/29予定)を想定(59日)した上で再開後の増工分を加算し(42日)、工期延伸(101日)を行った。

6 ○○舗装工事

費用増

工期延伸

○

○

【1. 工事概要】

○：増加・延伸

×：増加なし・延伸なし

工種： 工事延長L=620m 地盤改良工7,660m² 舗装工14,280m² 排水工1,210m

工期： H20. 7. 24 ～ H21. 7. 10（当初：H21. 3. 31）

【2. 中止概要】

先行する別途工事である橋梁床版工事に遅れが生じ、影響する工事範囲について部分中止を行った。（ガイドラインP8「工事用地等の確保ができない等のため施工ができない場合」に該当）

【3. 中止期間】

年	H20						H21						
月	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7
日	10・20	10・20	10・20	10・20	10・20	10・20	10・20	10・20	10・20	10・20	10・20	10・20	10・20
当初計画 工期	着工 7/24								完成 3/31				
変更工期													

部分的に再開(1/10～)

工期延伸期間
4/1～7/10(101日間)

工事一部中止期間 11/5～3/9 (125日間)

【4. 増加費用の協議・費用が計上された項目等】

- ・現場事務所の借地料・賃料及び水道光熱費（ガイドラインp26費目「ヌ役務費」に該当）
- ・受注者の職員（現場代理人及び監理技術者）経費（ガイドラインP27 費目「カ 社員等従業員給料手当」に該当）

【5. コメント】

・工事の部分中止であったが、主たる工種（舗装工等）の施工ができず中止期間が全体工期に影響したため、工期延伸（101日）の必要があった。一部中止期間（125日）に対し、延伸期間（101日）と約20日程少ない理由は、1/10以降、部分的に中止箇所の再開を行っていた期間（1/10～3/9）を考慮したためである。

7 ○○舗装工事

費用増	工期延伸
○	○

【1. 工事概要】

工種：アスファルト舗装約440m 20,720m²・防護柵(ガードレール等)579m・飛雪防護柵 30m

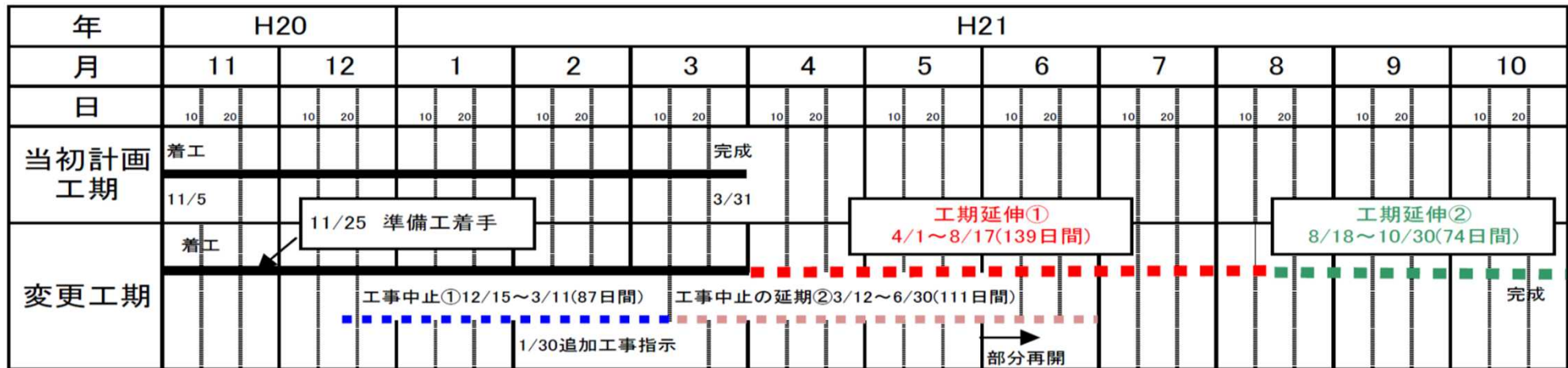
工期：H20. 11. 5 ～ H21. 10. 30（当初:H21. 3. 31）

○：増加・延伸
×：増加なし・延伸なし

【2. 中止概要】

他工事による盛土工が完了していないため、施工に着手できないためやむを得ず工事中止(198日間)を行った。
(ガイドラインP8「工事用地等の確保ができない等のため施工ができない場合」に該当)

【3. 中止期間】



【4. 増加費用の協議・費用が計上された項目等】

- ・労務者や技術職員の体制縮小および再開に要する費用(ガイドラインP27 費目「カ 社員等従業員給料手当」に該当)
- ・機械や仮設機材の損料や維持管理に要する費用(ガイドラインP25,26 費目「ニ 機械経費」「ト 仮設費」に該当)

【5. コメント】

先行工事の遅れに伴い工事中止①(87日間)となり、増工分の施工に要する期間(52日間)と合わせて工期延伸①(139日間)となった。その後、先行工事の遅延に伴い工事中止期間の延長②(111日間)が発生し、再度工期延伸②(74日間)となった。工期延伸②が中止期間②より少ないのは、中止期間②の途中(6月1日～)で、部分的に再開できている箇所があったためである。

費用増	工期延伸
○	○

○:増加・延伸
×:増加なし・延伸なし

【2. 中止概要】

工事用道路が別工事にて発注されていたが、工事着手時点で別工事が完了しておらず、工事用道路完成引渡しまで準備工及び仮設工等以外の工事が一時中止(201日間)となった。
(ガイドラインP8「工事用地等が確保できない等のため施工ができない場合」に該当)

[illegible]

- ・仮設資機材の損料や維持管理に要する費用(ガイドラインP26 費目「ト 仮設材」に該当)
- ・元請の現場常駐従業員に係る費用(ガイドライン P27, 28 費目「カ 社員等従業員給料手当」「レ 福利厚生費等」に該当)
- ・工事現場の維持に要する本支店における費用(ガイドラインP28(2)「本支店における増し分費用」に該当)

当該中止は全体工事に影響を及ぼしたため、中止期間と同程度の期間(223日間)の工期延伸となった。

9 ○○地盤改良その○工事

費用増	工期延伸
○	○

【1. 工事概要】

工種:地盤改良工事 750本

工期:H22. 1. 9 ~ H22. 11. 15

○:増加・延伸

×:増加なし・延伸なし

【2. 中止概要】

・本工事は、施工にあたって支障となる家屋が施工区域内にあったが、用地買収契約における地権者との移転条件が3月末までとなっていたことから、その旨条件明示を行い発注した。

・しかし、当該家屋の移転が地権者のやむを得ない理由により4月29日まで遅延することとなったため、移転が完了するまで間、工事の一部中止(72日間)を行った。

【3. 中止期間】

年	平成22年																							
月	1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11			
日	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20
当初計画 工期	着工																			完成				
	1/9																			10/15				
変更工期	着工																			工期延伸	完成			
	1/9																							11/15

【4. 増加費用の協議・費用が計上された項目等】

・中止期間中の現場維持、現場管理に要する費用(ガイドラインP27費目「カ社員等従業員給料手当」に該当)

【5. コメント】

- ・受注者の責に帰する事ができない事由により施工ができない場合であるため、中止に伴う増加費用が計上された。
- ・支障家屋の移転時期が当初予定より約1ヶ月間遅れた事を考慮し、工期延伸(1ヶ月)となった

11 ○○電線共同溝工事

費用増	工期延伸
○	○

【1. 工事概要】

工種：電線共同溝工 L=270m

工期：H22. 3. 2 ～ H23. 3. 28（当初：H22. 12. 24）

○：増加・延伸
×：増加なし・延伸なし

【2. 中止概要】

①工事準備中の段階において、警察・電線管理者等との協議により、管路及びハンドホルルの位置・構成等を修正設計する必要が発生したことから、やむを得ず工事中止(40日間)を行った。(ガイドラインP8「工事用地等が確保できない等のため工事を施工できない場合」に該当)

【3. 中止期間】

年	H22										H23		
月	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
日	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20
当初計画 工期	着工 3/2										完成 12/24		
変更工期	6/23 工事一部中止期間①(40日間) 8/2										工期延伸期間 12/25～3/28(94日間)		

【4. 増加費用の協議・費用が計上された項目等】

・労務者や技術職員の体制縮小および再開に要する費用等(ガイドラインP27 費目「カ 社員等従業員給料手当」に該当)について協議した結果、標準積算による金額(ガイドラインP15工事一時中止に伴う積算方法(標準積算による場合)となった。

【5. コメント】

工事中止による延期(40日)の他、現地調査の結果、掘削範囲においてコンクリート版が埋設されていることが判明したため、コンクリート版撤去工の増工及び工程見直しによる期間(54日)を加え、合計94日間工期延期した。

費用増	工期延伸
○	○

○:増加・延伸
×:増加なし・延伸なし

工期: H21. 7. 9 ~ H22. 11. 5 (当初:H21. 11. 30)

〇〇地区内の工事で、埋設ルート確定にあたり関係機関(県、森林管理署)の現地立会い、高山植物等保護のためのルート変更協議に多くの時間を要し、国有林野使用承認が遅れ、やむを得ず工事中止(30日間)を行った。(ガイトラインP8「工事用地等の確保ができない等のため施工ができない場合」に該当)

年	H 21												H 22												
月	7		8		9		10		11		12		6		7		8		9		10		11		
日	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	
当初計画工期	着工										完成														
	7/9										11/30														
変更工期													工期延伸												
					9/1	■	■	■	■	■	9/30			11/30			5/31			7/24			8/31		
	工事一時中止期間(30日間)												有料道路冬期閉鎖中止												
													夏期休暇シーズン中止												

中止期間中の現場維持等の費用(ガイドラインP24 費目「営繕費」に該当)

積雪により工期が限定される工事で、現地施工方法が関係機関(県、森林管理署)と現地立会い後の決定となったため、工事に着手できず一時中止(30日)した。そのため積雪により有料道路が閉鎖となり工期が延伸となった。また、工事一時中止(30日)に加え、有料道路冬期閉鎖中止(182日)と夏期シーズン中止(39日)、他の増工分(89日)を考慮して、340日の工期延伸とした。

13 ○○市道その○工事

費用増	工期延伸
○	×

【1. 工事概要】

工種： 工事用道路 L=80m(道路土工、法面工、排水構造物工)

工期： H21. 3. 24 ~ H21. 12. 18 (当初:H21. 12. 18)

○: 増加・延伸
×: 増加なし・延伸なし

【2. 中止概要】

・工事実施にあたり、契約工種以外の雪崩防護柵の撤去及び移設が必要となり、仮設物(仮設道路及び索道)を設置することになった。

仮設物設置箇所は保安林内のため、発注者から○○県へ作業許可申請を行った。許可までに1~2ヶ月を要することから、工事全部の中止(56日間)を行った。(ガイドライン P8「工事用地等の確保ができない等のため工事を施工できない場合」に該当)

【3. 中止期間】

年	H21										H22			
月	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
日	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20
当初計画 工期	着工 3/24									完成 12/18				
変更工期										完成 12/18				

【4. 増加費用の協議・費用が計上された項目等】

- ・設置済みの現場事務所の中止期間に係る維持・補修に要する費用(ガイドラインP27 費目「ヲ 営繕費」に該当)
- ・工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間に要する費用(ガイドラインP27 費目「カ 社員等従業員給料手当③」に該当)

【5. コメント】

当該地域は、豪雪地帯で工期延伸により施工を継続させることは不可能であった。そこで、法面工の法枠を当初設計である現場打ちコンクリート工法を見直し、品質(安全性・耐久性)の面で同等とされており、施工期間が短縮可能である鋼製フレーム(2次製品)に変更することで工期内に完成可能であったため工期延伸はなかった。

14 ○○下水道工事

費用増	工期延伸
○	○

【1. 工事概要】

工種： 推進工87.5m 開削工320.2m

工期： H22. 7. 20 ～ H23. 8. 31（当初：H23. 2. 25）

○：増加・延伸

×：増加なし・延伸なし

【2. 中止概要】

試掘の結果、既設のガス・水道管の位置が図面と異なり、下水道法線と重なることが判明した。既設埋設管の移設、もしくは下水道法線の再検討が必須となり、方針決定及び手続き等に相当な時間を要することから、やむを得ず工事中止(120日間)を行った。(ガイドラインP8「工事用地等の確保ができない等のため施工ができない場合」に該当)

【3. 中止期間】

年	H22年												H23年																		
月	7			8			9			10			11			12			1	2	3	4	5	6	7						
	1	0								1	0	2	0	1	0	2	0	1	0			1	0	2	0	1	0	2	0	1	0
当初計画工期																															
変更工期																															

【4. 増加費用の協議・費用が計上された項目等】

- ・現場事務所の維持に要する費用(ガイドライン P27 費目「営繕費」に該当)
- ・現場に常駐する職員の体制維持から再開に要する費用(ガイドラインP27 費目「社員等従業員給料手当」に該当)

【5. コメント】

受注者の責に帰する事ができない事由により施工ができない場合であるため、中止に伴う増加費用が計上された。

中止期間が全体工事に影響があった上、対象漁種の漁期終了までは工事再開できないことから、工期は中止期間(226日)を上回る364日間延長となった。

16 ○○川対策工事

費用増	工期延伸
○	○

【1. 工事概要】

工種： 掘削工32, 000m³ 盛土工26, 000m³ 法覆護岸工 3, 500m²

工期： R2. 3. 20 ～ R3. 3. 31（当初：R3. 2. 26）

○：増加・延伸
×：増加なし・延伸なし

【2. 中止概要】

河道内工事のため漁協と施工工程について協議したところ、例年と異なり工事箇所付近が鮎の産卵場所になっていたため工事着手の了解が得られず、やむを得ず工事中止(70日間)を行った。(ガイドラインP8「工事用地等が確保できない等のため施工ができない場合」に該当)

【3. 中止期間】

年	R 2																								R 3					
月	3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		1		2		3					
日	1 0	2 0		1 0	2 0		1 0	2 0		1 0	2 0		1 0	2 0		1 0	2 0		1 0	2 0		1 0	2 0		1 0	2 0		1 0	2 0	
当初計画工期																												完成		
																												2/26		
変更工期																												工事延伸期間		
																												2/27～3/31 (33日間)		

【4. 増加費用の協議・費用が計上された項目等】

- ・労務者や技術職員の体制縮小および再開に要する費用(ガイドラインP30 費目「(1)カ 社員等従業員給料手当」に該当)
- ・中止以前に工事現場に設置済みの営繕施設の維持に要する費用(ガイドラインP30 費目「(1)ヲ 営繕費」に該当)

【5. コメント】

中止期間が全体工事に影響があったが、工程見直し等により工期短縮を図り、中止日数(70日)より短い33日間の工期延伸となった。

費用増	工期延伸
○	○

○:增加・延伸

×:増加なし・延伸なし

工事用道路撤去の延長のため。既設工事用道路が圃場内に設置しており、本工事にて撤去及び圃場復旧を実施する予定であった。しかし既設工事用道路の代替となる本線の工事完了が間に合わないとともに冬期間の圃場復旧が困難であることから工事用道路撤去を延長することとなった。工事用道路の土砂を流用し盛土を実施する工事であったため工事用道路撤去とともに工事が一時中止となった。（ガイドラインP8「工事用地等の確保ができない等のため施工ができない場合」に該当）

[illegible]

・現場事務所の維持に要する費用(ガイドラインP27 費目「運営経費」に該当)

・現場に常駐する職員の体制維持から再開に要する費用(ガイドラインP27 費目「カ 社員等従業員給料手当」に該当)

・工期延伸期間の内訳【(一時中止期間123日)+(増工要素である雑工(工事用道路撤去及び圍場復旧)に要する期間28日)】、により工期延伸期間を151日間とした。

18 ○○トンネル工事

費用増	工期延伸
○	○

【1. 工事概要】

○:増加・延伸

×:増加なし・延伸なし

工種: トンネル延長L=1,760m トンネル掘削工1,555m(NATM工法)、覆工・インバート工含む)

工期: H19. 6. 15 ~ H23. 2. 28 (当初:H22. 3. 31)

【2. 中止概要】

トンネル起点側坑口において、崖水層の厚さが想定より厚いことが判明し、坑口付前に法面対策が必要となり、トンネル着工が不可能となったことから、施工の一部を一時中止した。(ガイドラインP8「工事用地等が確保できない等のため工事を施工できない場合」に該当)

【3. 中止期間】

年	H19							H20	H21	H22							H23		
月	6	7	8	9	10	11	12			1	2	3	4	5		12	1	2	3
日	10・20	10・20	10・20	10・20	10・20	10・20	10・20			10・20	10・20	10・20	10・20	10・20		10・20	10・20	10・20	10・20
当初計画 工期	着工 6/15							(中略)				完成 3/31							
変更工期								(中略)							(中略)	工期延伸期間 4/1~2/28(334日間)			

【4. 増加費用の協議・費用が計上された項目等】

- ・現場事務所の借地料・賃料及び水道光熱費(ガイドラインp26費目「ヌ役務費」に該当)
- ・受注者の職員(現場代理人及び監理技術者)経費(ガイドラインP27 費目「カ 社員等従業員給料手当」に該当)

【5. コメント】

- ・受注者の責に帰すことができないケースであり、増工費用の計上は必要であった。
- ・工事の一時中止(42日)の他、坑口付前の法面対策工の増工分(90日)、地山悪化による掘削方法の変更(上半先進掘削→全断面早期閉合)による増工分(202日)を加算して工期延伸(334日)とした。

費用増	工期延伸
○	○

○:増加・延伸
×:増加なし・延伸なし

【3. 中止期間】

年	H21						H22							
月	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8
日	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20
当初計画工期		着工 8/7					完成 2/15							
変更工期														
		工事一部中止期間①(92日間)				工事一部中止期間②(46日間)		2/15		2/16～7/3(138日間)				

工事一部中止期間①(92日)＋②(46日)＝138日となり、増工分工期(59日)と合わせて197日の工期延伸となった。受注者の責に帰することができないケースであり、増加費用の計上は必要であった。

20 ○○溪流保全対策工事

費用増	工期延伸
○	○

【1. 工事概要】

○: 増加・延伸
×: 増加なし・延伸なし

工種: 大型ふとんかご V=793m³ ふとんかご L=103m 排水管 L=28m
工期: R2. 11. 11 ~ R4. 2. 15 (当初:R3. 10. 29)

【2. 中止概要】

床固工の床付け地盤を簡易的にスウェーデン式サウンディング試験をおこなったところ、必要な地耐力が不足していることが分かり、現地詳細調査に基づく必要な補強工法の検討が必要となった。(ガイドラインP8「工事用地等の確保ができない等のため工事を施工できない場合」に該当)

【3. 中止期間】

年	R2年度													R3年度		
月	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2
日	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20
当初計画 工期	着工11/11 完成10/29															
変更工期	工期延伸期間 竣工 2/15															
	6/1 工事一部中止期間(62日間)															

【4. 増加費用の協議・費用が計上された項目等】

仮設費に計上された仮設材等の中止期間中に係る損料費用(ガイドラインP29 費目「ト 仮設費」に該当)

【5. コメント】

中止期間(2か月)が全体工事に影響があった為、工期も中止期間①(62日)と、追加となった補強工の施工に必要な日数(50日)を合わせた日数と同程度の109日間延伸に変更となった。

費用増	工期延伸
○	○

○:増加・延伸
×:増加なし・延伸なし

工期: H19. 3. 21 ~ H21. 3. 31 (当初:H20. 3. 14)

・本工事の築堤については、埋蔵文化財調査((財)〇〇県埋蔵文化財センターが実施)の終了を待ち、施工する予定であったが、当初想定していた3層(平安遺跡層・弥生遺跡層・縄文中期遺跡層)の遺構が、本発掘調査にて5層(平安遺跡層・古墳遺跡層・弥生遺跡層・縄文後期遺跡層・縄文中期遺跡層)であることが判明し、発掘作業量が大幅に増加したため、埋蔵文化財調査期間が延長となり、調査延長された期間の工事中止を余儀なくされた。(ガイドラインP8「人為的な事象による中止(遺跡調査)」に該当)

年	H19												H20												H21		
月	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
日	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	
当初計画工期	着工												完成														
	3/21												3/14														
													3/7変更契約(工期変更H20.3.31)17日工期延伸														
変更工期													3/21第2回変更契約(工期変更H21.3.31)365日工期延伸														
													H20.3/15~H213/31(382日間)														
													11/1 工事の一部中止期間(151日) 3/31 4/1 工事の全部中止期間(177日) 9/24														

- ・全面中止した期間の現場事務所の借り上げ費や光熱費(ガイドラインP27費用「マ 営繕費」に該当)
- ・現場代理人の給料手当などに要する費用(ガイドラインP27 費目「カ 社員等従業員給料手当」に該当)

・工事再開の際に、埋蔵文化財調査との工程調整を踏まえ作成した計画工程表を基に受注者と協議のうえ、変更工期を設定（埋文調査完了（H20.12.6）まで工程調整を行いながら並行しての施工のため中止期間以上の延伸となっている。）

23 ○○トンネル工事

費用増	工期延伸
○	×

【1. 工事概要】

工種：トンネル工事 L=1, 020m

工期：H30. 1. 25 ～ R3. 10. 29（当初：R3. 1. 15）

○：増加・延伸
×：増加なし・延伸なし

【2. 中止概要】

本工事は、新型コロナウイルス感染拡大防止に係る緊急事態宣言対象地域に該当し、受注者より工事の一時中止の希望があったため、やむを得ず工事中止(20日間)を行った。(ガイドラインP8「自然的又は人為的な事象のため工事が施工できない場合」に該当)

【3. 中止期間】

年	H30												R1(H31)	R2	R3																																	
月	1			2			3			4～12			1～12			1～12			1			2			3			4			5			6			7			8			9			10		
日	10	20		10	20		10	20							10	20		10	20		10	20		10	20		10	20		10	20		10	20		10	20		10	20		10	20					
当初 計画工期		着工 1/25															完成 1/15																															
変更 工期		着工 1/25															■ 4/25～5/14 工事中止期間 (20日間)												工期延伸期間(増工) 1/16～10/29(287日間)												■ 10/29 完成							

工期延伸期間(増工) 1/16～10/29(287日間)

【4. 増加費用の協議・費用が計上された項目等】

- ・工事現場の維持等に必要な作業員の労務費に要する費用(ガイドライン P27費目「ロ労務費」に該当)
- ・工事現場の維持等に必要な水道光熱電力等料金に要する費用(ガイドライン P27費目「ハ水道光熱電力等料金」に該当)
- ・工事現場に存置する機械の費用(ガイドライン P27費目「ニ機械経費」に該当)
- ・工事現場に設置済みの営繕施設の維持に要する費用(ガイドライン P30費目「ヲ営繕費」に該当)
- ・元請けの現場常駐の従業員に支給する給料手当の費用(ガイドライン P30費目「カ社員等従業員給料手当」に該当)

【5. コメント】

- ・トンネル工事(特殊な工事)であるため、必要な作業員を確保しておくための労務費、水道光熱電力等料金及び機械経費は、積み上げにより費用を計上。
- ・営繕施設の維持に必要な経費及び社員等従業員給料手当は、標準積算(率)により計上。
- ・中止期間が短期間であり、全体工期に影響がなかったため、中止による工期の延伸は無し。

24 ○○川溪流保全工他工事

費用増	工期延伸
○	○

【1. 工事概要】

工種： 床固工1基(コンクリート500m³) 流路護岸工316m

工期： H20. 9. 11 ~ H21. 9. 18 (当初:H21. 2. 7)

○: 増加・延伸
×: 増加なし・延伸なし

【2. 中止概要】

① 継続的な降雪により、工事現場への搬入路が通行不能となり、また法面からの雪崩に対し、安全確保が出来なくなったため、工事の一時中止(105日間)を余儀なくされた。(ガイトラインP8「自然的又は人為的な事象のため工事が施工できない場合」に該当)

【3. 中止期間】

年	H21					H22											
月	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
日	10: 20:	10: 20:	10: 20:	10: 20:	10: 20:	10: 20:	10: 20:	10: 20:	10: 20:	10: 20:	10: 20:	10: 20:	10: 20:	10: 20:	10: 20:	10: 20:	10: 20:
当初計画 工期	着工 9/11	■					完成 2/7										
変更工期		■					■					■					9/18
						12/28	12/28 工事一時中止期間①(105日間)					5/30~9/18(112日間)					
									2/8~5/29(110日間)								
									4/9								

【4. 増加費用の協議・費用が計上された項目等】

・ 中止期間中の現場保持のための大型土のうの移設・製作及び再開時の撤去に要する費用 (ガイトライン P25, 26 費目「ト 仮設費」に該当)

【5. コメント】

降雪により施工ができなくなり12月26日に工事中止を行い、2月5日に第1回変更にて、工事再開を4月20日に予定し、中止期間分の工期延伸(110日)を行った。工事再開後、護岸工に設計変更の必要性が生じたため増工分の工期延伸(112日)を行った。

25 ○○下流第○号帯工工事

費用増	工期延伸
○	○

【1. 工事概要】 帯工1基(コンクリート=1043m³、天端保護工243m²) 護床工1式(コンクリート1455m³)

○: 増加・延伸
×: 増加なし・延伸なし

工期 H21.8.7～ H22.6.15(当初:H22.3.14)

【2. 中止概要】 本工事箇所右岸及び右岸工事用道路法面は、勾配が30度を超える急斜面であるため、降雪期には雪崩の発生が見られる所である。気象状況等に注意を払いながら左岸先行で工事を実施してきたが、右岸部の工事を実施するにあたり、2月5日からの大雪とその後の暖気により雪崩発生危険が増している状況となったため、右岸部の工事を天候が安定し雪崩の危険がなくなるまで一時中止したものである。(ガイドラインP8「自然的又は人為的な事象のため工事が施工できない場合」に該当)

【3. 中止期間】

年	H21					H22						
月	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7
日	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20
当初計画 工期	着工 8/7					完成 3/14						
変更工期						工期延伸期間 3/15～6/15(93日間)						
						工事一部中止期間(28日間) 2/8～3/7						

【4. 増加費用の協議・費用が計上された項目等】

中止期間が3ヶ月以下であるためガイドラインP15の標準積算により算出した額を増加費用として計上。

【5. コメント】

再開にあたり右岸急斜面部の崩落危険箇所の対策工が必要となったことから、対策工65日＋中止期間28日、計93日間の延伸となった。

費用増	工期延伸
○	○

○:増加・延伸
×:増加なし・延伸なし

②左岸法面上部において、別途発注工事による法面対策工が実施され、浮石除去時に直下の当現場まで落石が到達する恐れがあるため工事の全部を中止した。(ガイドラインP8「自然的又は人為的な事象のため工事が施工できない場合」に該当)

年	H21					H22														
月	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10					
日	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20					
当初計画工期	着工 8/6					完成 3/3					工期延伸① 3/4~7/31(150日間)					工期延伸② 8/1~10/29(90日間)				
変更工期						1/10 工事一部中止期間(99日間)					4/18 6/22 工事一部中止期間(55日) 8/15									

・存置する機械の損料や場外へ搬出搬入する機械の運搬に要する費用(ガイドラインP25 費目「二 機械経費」「へ 運搬費」に該当)

①右岸斜面崩落発生による中止99日及び崩落対策工増工51日で150日間の工期延期を行う。(第1回変更(3月2日))
②別途工事による左岸法面对策工実施による中止55日及び現場条件の相違による護床工増工35日で90日間の工期延期を行う。(第2回変更(7月28日))

費用増	工期延伸
○	○

×：増加なし・延伸なし

工期: H21. 6. 30 ~ H22. 8. 31 (当初:H21. 12. 20)

台風による波浪により施工中の基礎工が被災した。海象条件が厳しくなることから被災箇所復旧後の工期内完成が困難であったことから、越冬対策を施し海象条件が厳しくなる期間工事中止(104日間)を行った。

(ガイドラインP8「自然的又は人為的な事象のため工事が施工ができない場合」に該当)

[illegible]

- ・ 重建設機械の分解組立輸送及び作業船のえい航に要する費用(ガイドライン P25 費目「木運搬費」に該当)
- ・ 中止に伴い必要となった工事現場の安全施設に要する費用(ガイドライン P26 費目「リ安全費」に該当)
- ・ 営繕施設の賃料及び敷地の借上げに要する費用(ガイドライン P27、28 費目「ヲ営繕費」「タ地代」に該当)
- ・ 中止期間中の工事現場の維持等に要する費用(ガイドライン P27 費目「カ社員等従業員給与手当」に該当)

工事中止が当初工期を超えることが確実であることが見込まれたため、工事中止期間の見込み(104日)に、工事再開後の越冬対策の撤去工及び被災箇所への復旧に要する日数(150日)も加味して、254日間の工期延伸を行った。

費用増	工期延伸
○	○

○:増加・延伸
×:増加なし・延伸なし

工期: H17. 3. 16 ~ H20. 3. 31 (当初:H19. 3. 23)

工事用地内に焼却灰が見つかり、産業廃棄物の調査のために工事の一時的な中止(2カ月間)を余儀なくされた。
(ガイドラインP8「自然的又は人為的な事象のため工事を施工できない場合」に該当)

[illegible]

- ・中止期間中の現場維持、現場管理費に要する費用(ガイドライン P27 費目「カ社員等従業員給料手当」に該当)
- ・直接工事費、仮設費における損料や維持管理に要する費用(ガイドライン P25,26 費目「二機械経費」「ト仮設費」に該当)中止期間が2カ月のため、標準積算により算出。

- ・受注者の責に帰する事ができない事由により施工ができない場合であるため、中止に伴う増加費用が計上された。
・中止期間(2ヶ月)に加えて、市道通行止めによる迂回路工事、工事用道路工事、橋梁上のコンクリート柱工事、橋梁内付属物工事の増工に要する期間(10ヶ月)を考慮し、工期延伸(12ヶ月)となった。

29 ○○号○号トンネルその○工事

費用増	工期延伸
○	×

【1. 工事概要】

工種：トンネル工事 L=2, 284m

工期：H18. 6. 21 ~ H21. 12. 15

○：増加・延伸
×：増加なし・延伸なし

【2. 中止概要】

①本工事にて使用している工事用道路を流れる一級河川の支流にて土砂堆積による河道閉塞が発見され、当該工事用道路の管理者である県が一般国道○○号を立ち入り禁止としたため、立ち入り禁止解除までの間一時中止(8日間)を行った。(ガイドラインP8「自然的又は人為的な事象のため施工ができない場合」に該当)

【3. 中止期間】

年	H18							H19												H21												
月	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
日	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20		
当初計画工期	着工																															完成
	6/21																													12/15		
変更工期																																

6/28:工事一部中止期間(7/5)

【4. 増加費用の協議・費用が計上された項目等】

- ・工事現場の維持等に必要な労務費(ガイドラインP24 費目「ロ 労務費」に該当)
- ・機械や仮設機材の損料や維持管理に要する費用(ガイドラインP25,26 費目「二 機械経費」「ト 仮設費」に該当)

【5. コメント】

- ・労務費は、原則計上しないが、トンネル工事で作業員を確保するために費用を計上している。
- ・中止期間がごく短期間であり、全体工期に影響がなかったため工期の延伸はなかった。

30 ○○公園工事

費用増	工期延伸
○	○

【1. 工事概要】

工種： 芝生広場改修 A=20, 000m2 園内除草、法面処理など

工期： H21. 3. 30 ～ H22. 3. 25（当初:H22. 12. 25）

○: 増加・延伸

×: 増加なし・延伸なし

【2. 中止概要】

本工事は、開園中である芝生広場の改修（土壌改良、張芝）を行うものである。工事箇所をスキーのゲレンデとして開放するため、やむを得ず工事中止（51日間）を行った。（ガイドラインP8「自然的な事象により工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるとき」に該当）

【3. 中止期間】

年	H21										H22			
月	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
日	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20
当初計画 工期	着工 3/30										完成 12/25	工期延伸期間(増工＋中止期間)		
											12/26～3/25(90日間)			
変更工期														
											1/4 工事一部中止期間(51日間) 2/24			

【4. 増加費用の協議・費用が計上された項目等】

・現場搬入済みの資材、重機、仮設材の仮搬出、再搬入に要する費用（ガイドラインP25 費目「ホ 運搬費」に該当）
掘割除雪と現地の整地等に要する費用（ガイドラインP25,26 費目「へ 準備費」「ト 仮設費」に該当）について協議を実施。いずれも率に含まれる項目であり、積算は標準積算にて計上された。

【5. コメント】

12月末の契約変更時点で、降雪による中止が見込んでいた為、工期も中止期間（51日）に増工要素に要する期間（39日）を含めた90日間延伸に変更とした。

費用増	工期延伸
○	○

○:增加・延伸

×：増加なし・延伸なし

工事の一時中止(176日間)に加え、追加対策工(地盤改良等)の増工分(189日)を加算して、工期を365日間延伸することとなった。

32 ○○海岸 人工リーフ工事

費用増	工期延伸
○	○

【1. 工事概要】

工種： 海域堤防工 1式、養浜 1式

工期： H21. 3. 13 ～ H23. 11. 30（当初：H22. 10. 20）

○：増加・延伸

×：増加なし・延伸なし

【2. 中止概要】

①既設人工リーフを延伸する工事であるが、既設区間の被覆ブロック等に冬期波浪による変状が確認され、当施工被覆ブロックも同様の規格であったため、現況調査及び対策工法等の検討が必要となり、やむを得ず工事中止(50日間)を行った。（ガイドラインP8「自然的又は人為的な事象のため施工ができない場合」に該当）

②既設区間の変状箇所の応急対策工を実施するため、施工を一時再開したが、引き続き延伸区間のブロック規格は模型実験により検討中であり、また冬期にかかり海上作業が困難となったため、やむを得ず工事中止(133日間)を行った。（ガイドラインP8「発注者が工事を中止する必要があると認める場合」に該当）

【3. 中止期間】

年	H22										H23										
月	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
日	10: 20	10: 20	10: 20	10: 20	10: 20	10: 20	10: 20	10: 20	10: 20	10: 20	10: 20	10: 20	10: 20	10: 20	10: 20	10: 20	10: 20	10: 20	10: 20	10: 20	10: 20
当初計画 工期	着工								完成												
	3/14								10/20												
変更工期	着工								被覆ブロックの検討及び冬期施工不能のため工期延長 (～3/31)					中止に伴う工期延長(～9/30)					増工による工期延長 (～11/30)		完成
	3/14				1回目工事一部中止期間 (50日間)	7/27			11/18	2回目工事一部中止期間(133日間)				3/30							

【4. 増加費用の協議・費用が計上された項目等】

①1回目の増加費用は3ヶ月以下の中止期間のため機械経費以外を率、機械経費を積上により計上。

②2回目の増加費用は3ヶ月を越える中止期間のため参考見積による積上により計上。（機械経費は在场なしのため対象外）

- ・電力料金（ガイドラインP25 費目「ハ 水道光熱電力料金」に該当）
- ・現場管理費の増加費用（ガイドラインP27 費目「カ 社員等従業員給料手当」に該当）
- ・機械費用（ガイドラインP25 費目「ニ 機械経費」に該当）
- ・現場事務所の地代の費用（ガイドラインP28費目「タ 地代」に該当）
- ・現場事務所（ガイドラインP27費目「ヲ 営繕費」に該当）
- ・通信交通費の増加費用（ガイドラインP28 費目「レ 福利厚生費等」に該当）

【5. コメント】

模型実験による検討期間を要したため、H22年度内に工事を再開することが不可能であった。また冬期は海上作業日の確保が困難であるため、H22年度末まで工期延長した。その後、被覆ブロックの規格が確定したため、H23年度当初から再開可能となったため、当初契約の施工期間と同様の工期を延長し、増工によりさらに必要工期を延長している。

33 ○○トンネル工事

費用増	工期延伸
○	×

【1. 工事概要】

工種：トンネル工 644m

工期：H19. 3. 24 ～ H21. 11. 30（変更なし）

○：増加・延伸
×：増加なし・延伸なし

【2. 中止概要】

- ①猛禽類繁殖のため、やむを得ず工事中止(75日間+33日間)を行った。
(ガイドラインP8「自然的事象のため施工ができない場合」に該当)
- ②国有林の作業許可が遅れたため、工事中止(68日間)を行った。
(ガイドラインP8「工事用地等の確保ができない等 のため施工ができない場合」に該当)

【3. 中止期間】

年	平成19年										平成20年								平成21年						
月	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	5	6	7	8	9	10	11	12	5	6	7	8	9	10	11
日	10* 20*	10* 20*	10* 20*	10* 20*	10* 20*	10* 20*	10* 20*	10* 20*	10* 20*	10* 20*	10* 20*	10* 20*	10* 20*	10* 20*	10* 20*	10* 20*	10* 20*	10* 20*	10* 20*	10* 20*	10* 20*	10* 20*	10* 20*	10* 20*	10* 20*
当初計画 工期	3/24 ○																								
変更工期																									
		4/18 工事一部中止期間①(75日間)・7/2																							

【4. 増加費用の協議・費用が計上された項目等】

- ・存置する機械に要する費用(ガイドライン P25費目「機械経費」に該当)
- ・存知する設備に要する費用(ガイドライン P26費目「仮設費」に該当)
- ・既存の安全設備維持に要する費用(ガイドライン P26費目「安全費」に該当)
- ・工事電力の基本料金に要する費用(ガイドライン P26費目「役務費」に該当)
- ・中止期間中待機社員に要する費用(ガイドライン P27費目「社員等従業員給料手当」に該当)
- ・作業員解雇に要する費用(ガイドライン P28費目「労務管理費」に該当)
- ・社員の福利厚生に要する費用(ガイドライン P28費目「福利厚生費等」に該当)

【5. コメント】

中止期間は延べ数ヶ月に亘ったが、当初工期内に出来高を消化したため、工期延伸はなかった。

① ○○橋梁下部工事

費用増	工期延伸
×	○

【1. 工事概要】

工種： RC橋脚 5基

工期： H21. 9. 12 ～ H22. 12. 20(当初:H22. 7. 2)

○: 増加・延伸

×: 増加なし・延伸なし

【2. 中止概要】

中止期間①・②とも施工場所近隣住民の工事に対する質疑回答に多数回の説明会を要したため。(221日間)
(ガイドラインP8「工事用地等の確保ができない等のため工事ができない場合」に該当)

【3. 中止期間】

年	H21												H22											
月	9			10			11			12			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
日	10	20		10	20		10	20		10	20		10	20		10	20		10	20		10	20	
当初計画 工期	着工 9/12																		完成 7/2					
変更工期													工事用道路工のみ施工可能1/4～						全工事施工可能4/22～					
	9/12 工事中止期間①(114日間)												工事一部中止期間②(107日間)						工期延伸期間 9/2～12/20(171日間)					

【4. 増加費用の協議・費用が計上された項目等】

中止期間①は契約後、準備工着手前の中止であるため増加費用の計上はなかった。その後の中止期間②も、中止が部分的で他の工種で施工が可能であったため費用の計上はなかった。

【5. コメント】

一部中止期間②(107日間)に係る工期延伸は、工事用道路工の施工が部分的に可能であったことを考慮し、57日とした。よって114日(中止期間①)+57日(中止期間②)=171日が工期延伸となった。

② ○○道 第○跨道橋下部その○工事

費用増	工期延伸
×	○

【1. 工事概要】

工種： 橋台工1基 県道迂回路工 L=255m トンネル搬入路工 L=230m

工期： H21. 3. 7 ~ H22. 3. 31（当初：H21. 12. 31）

○：増加・延伸

×：増加なし・延伸なし

【2. 中止概要】

全体工事に影響がある県道迂回路工の施工を予定している箇所の借地協議が未完了で施工不可能なため工事全体が一時中止となった。（ガイドラインP8「工事用地等の確保が行われないため施工できない場合」に該当）

【3. 中止期間】

年	H21										H22																	
月	3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		1		2		3			
日	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20		
当初計画 工期	着工																				完成							
	3/7																		12/31									
変更工期	工期延伸期間																											
	3/13		工事一部中止期間(61日間)		5/12																1/1~3/31(90日間)				3/31			

【4. 増加費用の協議・費用が計上された項目等】

工事受注後、1週間にも満たない時の工事中止であり、準備工も未着手での工事一時中止のため費用の計上はなかった。（ガイドラインP17「契約後、準備工着手前に中止した場合」に該当）

【5. コメント】

中止期間(61日)に、橋台構造変更による追加調査に要する期間(30日)を加えた91日と同程度の工期延伸になった。

③ ○○仮設道路舗装工事

費用増	工期延伸
×	○

【1. 工事概要】

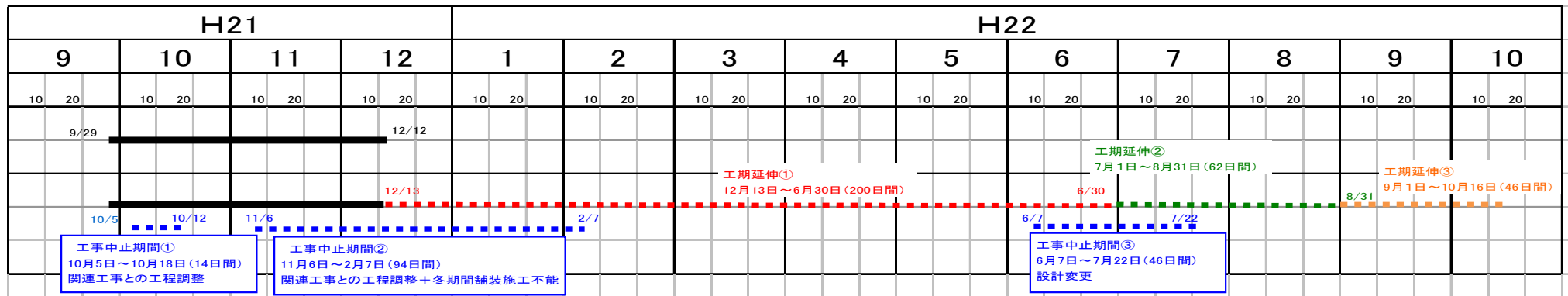
工種： 延長500m 下層路盤工500 m² 上層路盤工2,600 m² 表層工4,000 m²
 工期： H21. 9. 29 ～ H22. 10. 16 (当初:H21. 12. 12)

○: 増加・延伸
 ×: 増加なし・延伸なし

【2. 中止概要】

- ① 関連工事との工程調整となり、やむを得ず工事中止(14日間)を行った。(ガイドラインP8「工事用地等の確保ができない等のため施工ができない場合」に該当)
- ② 関連工事との工程調整及び冬期間で舗装が出来ないため、やむを得ず工事中止(94日間)を行った。(ガイドラインP8「工事用地等の確保ができない等のため施工ができない場合」に該当)
- ③ 設計変更のため、やむを得ず工事中止(46日間)を行った。(ガイドラインP8「工事用地等の確保ができない等のため施工ができない場合」に該当)

【3. 中止期間】



【4. 増加費用の協議・費用が計上された項目等】

- ① 契約後準備工着手前に中止となったため、費用の増加はなし。(ガイドラインP12「増加費用の範囲」に記載)
- ②、③ 一時中止に係る増加費用の請求がなかったため、費用の増加はなし。(")

【5. コメント】

工期延伸①は中止期間分①+②(14日+94日=108日)に工程見直し分(92日)を加算したもの(200日)である。その後、第2回変更を行い、再度の工程見直し分(62日)の工期延伸となった。また、その後の中止期間③の中止期間分(46日)の工期延伸とした。

費用増	工期延伸
×	○

○:增加・延伸

×:増加なし・延伸なし

施工箇所が大きく2工区あり、一方の工区(△△工区)については問題なく工事を進めていた。しかし、他方の工区(〇〇工区)について、近接する別途工事が工期延伸となり工事搬入路等が本工事の築堤施工箇所となっていたため、施工が出来ないことからやむを得ず工事の部分中止を行った。

・工事施工の一部中止した工区(〇〇工区)について、工事の中止期間が全体工期に影響したため、中止期間分(91日間)と同程度の工期(96日間)を延長した。

費用増	工期延伸
×	○

○:増加・延伸
×:増加なし・延伸なし

工期: H21. 3. 13 ~ H22. 1. 29 (当初:H21. 10. 30)

①上部工に添架予定の上・下水道(占用)の設置工事が遅れたため、上部工の現場塗装工も遅れ、既設構造物取り壊し工に着手出来ないため、やむを得ず工事中止(20日間)を行った。(ガイドラインP8「工事用地等の確保が行われないため施工できない場合」に該当)

[illegible]

・工事内容の一部中止であり、中止に伴う増加費用はなし(ガイドライン P11「中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合」に該当)

中止期間が工事内容の一部であったため、工期は中止期間と他の増工要素(70日)と合わせ、90日間の工期延伸を行い、適切に契約変更を行うことにより円滑な工事が実施された。

⑥ ○○トンネル工事

費用増	工期延伸
×	○

【1. 工事概要】

工種：トンネル延長L=370.0m

工期：H20. 2. 16 ~ H21. 12. 15（当初：H22. 9. 7）

○：増加・延伸

×：増加なし・延伸なし

【2. 中止概要】

前工事による、トンネル坑口部仮設ヤード及び進入路盛土工事が遅れ、当工事の着工時期には準備工事以外の全工種の施工が困難であり一時中止となった。（ガイドラインP8「工事用地等の確保ができない等のため施工ができない場合」に該当）

【3. 中止期間】

年	H20												H21											
月	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
日	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	
当初計画 工期	着工																			完成				
	2/16																			9/7				
変更工期	着工																			工期延伸期間			完成	
	2/16			4/17							10/3									9/7～12/15(99日間)			12/15	

【4. 増加費用の協議・費用が計上された項目等】

準備工着手前の段階で工事着手の遅延が確定していたため施工計画、工事着手時期の見直しをはかった。また一時中止期間中の配置技術者の拘束等も無かったので現場管理費、仮設経費等に係わる負担が発生しないと見込まれたため、増加費用は計上はなかった。

【5. コメント】

工事中止期間(169日)に対して工事延伸期間(99日)であるが、別件の要素で当初トンネル到達側に民家がありトンネル到達時期に遅れ(70日程度)が予定されていたが工事再開後トンネル到達までに民家の退去が完了し中止分の遅れが解消されたため、延伸期間は(99日)で対応可能であった。

⑦ ○○トンネル工事

費用増	工期延伸
×	○

○：増加・延伸

×：増加なし・延伸なし

【1. 工事概要】

工種：トンネル掘削支保工L=412m 坑門工1式

工期：H21. 3. 13 ～ H23.3.31（当初：H22. 3. 31）

【2. 中止概要】

杭口部への取付道路工事（別工事）の遅れのため、着工ができず全部を一時中止（222日間）した。

（ガイドラインP8「工事用地等の確保ができない等のため施工ができない場合」に該当）

【3. 中止期間】

年	H21												H22												H23		
月	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
日	10 [▲] 20 [▲]	10 [▲] 20 [▲]	10 [▲] 20 [▲]	10 [▲] 20 [▲]	10 [▲] 20 [▲]	10 [▲] 20 [▲]	10 [▲] 20 [▲]	10 [▲] 20 [▲]	10 [▲] 20 [▲]	10 [▲] 20 [▲]	10 [▲] 20 [▲]	10 [▲] 20 [▲]	10 [▲] 20 [▲]	10 [▲] 20 [▲]	10 [▲] 20 [▲]	10 [▲] 20 [▲]	10 [▲] 20 [▲]	10 [▲] 20 [▲]	10 [▲] 20 [▲]	10 [▲] 20 [▲]	10 [▲] 20 [▲]	10 [▲] 20 [▲]	10 [▲] 20 [▲]	10 [▲] 20 [▲]			
当初計画 工期	着工													完成													
	3/13													3/31													
変更工期																											
4/1 ①工事中止期間(222日間) 11/8 4/1 ①工期延伸(238日間) 11/24 ②工期延伸(127日間) 3/31																											

【4. 増加費用の協議・費用が計上された項目等】

契約後準備工着手前の工事一時中止であるため、増加費用の計上はなかった。

【5. コメント】

工期延伸期間の内訳は、工事一時中止期間①(222日間)に相当する延伸①(238日間)を行い、その後道路土工・付帯工増工が必要となり、施工に要する期間②(127日間)の延伸となった。

費用増	工期延伸
×	○

○:増加・延伸
×:増加なし・延伸なし

工期: H20. 3. 18 ~ H21. 9. 30 (当初:H21. 3. 27)

①スマートICにおける一般道から高速道路を結ぶ取付道路(〇〇市発注工事)の進捗が遅れ、車輛通行設備設置(配管配線、道路照明設備等含む)ができないため、取付道路の完成までの間工事の一時中止(105日間)を行った。(ガイトラインP8「工事用地等の確保ができない等のため施工ができない場合」に該当)

年	H20										H21																			
月	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10										
日	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20										
当初計画 工期														完成 3/27																
変更工期														 工事延申期間																
											 12/18 工事一部中止期間(105日間)										3/27～9/30(187日間)									

・本工事では増加費用を計上していない。(工事中止時点まで、工場製作等を行っていたが現場に未着手であり、現場事務所等の設置もなく、工事現場の維持等に関する費用が生じないと見込まれた為)

・中止期間が全体工事に影響があったため工期延伸している。延伸日数(187日間)が中止期間(105日間)より82日間多いが、増加分は延伸見込み日数(187日)に他の工種の増工に要する期間を加算したことによるものである。

⑨ ○○橋耐震補強工事

費用増	工期延伸
×	○

【1. 工事概要】

工種： 工場製作工 1式 橋梁付属物工 1式 橋脚巻立て工 50m3

工期： H21. 9. 3 ~ H22. 4. 30（当初：H22. 3. 20）

○：増加・延伸

×：増加なし・延伸なし

【2. 中止概要】

橋脚巻き立て工3箇所の内 1箇所の施工が河川協議の遅れにより着手できない状況となり、やむを得ず工事の一部中止(9日間)を行った。(ガイドラインP6「工事用地等の確保ができない等のため施工ができない場合」に該当)

【3. 中止期間】

年	H21										H22			
月	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
日	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20
当初計画 工期							着工 9/3						完成 3/20	
変更工期													工期延伸期間	
							■ ■				■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■			
							工事中止 11/1~11/9(9日間)				3/20~4/30(40日間)			

【4. 増加費用の協議・費用が計上された項目等】

・工事中止に係る直接増加費用の協議・計上がされなかった理由は、全体工事の部分中止であり、ごく短期間であったことから、受注者の資材損料、労務費等に影響がなかったためである。

【5. コメント】

工事中止期間は9日間であったが、中止期間(9日)＋増工要素による期間(31日)により工期延伸を40日間とした。

費用増	工期延伸
×	○

○:增加・延伸

×:増加なし・延伸なし

工期: H20. 2. 28 ~ H21. 6. 30 (当初:H21. 3. 20)

トンネル施工箇所周辺に存在した横井戸(4箇所)について、利用者との補償協議が完了するまでトンネル掘削作業に着手できなかったため、やむを得ず工事中止(39日間)を行った。

(ガイドラインP8「工事用地等の確保ができないため工事を施工できない場合」に該当)

[illegible]

『工事全部中止』ではなく『トンネル掘削工の工事一部中止』であること。および、上記の一時一部休止期間中は、土工事およびトンネル掘削のための仮設備設置期間中で、実質的な待ち期間は発生しておらず、増加費用が発生しなかったこともあり、費用計上はなかった。

工事延伸期間の内訳 ①工事一部中止の相当期間(39日間)3/21～4/28 ②増工事期間(63日間)4/29～6/30

①+②=102日間となった。

増工事要素の内訳(防音ハウス(仮設備)、トンネル掘削工における各種補助工、法面の吹付法砕工)

費用増	工期延伸
×	×

○:増加・延伸
×:増加なし・延伸なし

工期: H22. 2. 27 ~ H22. 11. 30 (工期の変更は行わなかった)

平成22年4月27日に開催された〇〇道路環境検討委員会において、具体的に猛禽類の繁殖活動が確認・報告され、猛禽類の繁殖に影響を与える恐れがあり、工事を見合わせる事が望ましいと判断されたことに伴い、本工事において使用する盛土材(発生土)を運搬することが困難となり、やむを得ず工事中止(47日間)を行った。(ガイドライン P8「自然的又は人為的な事象のため工事ができない等のため施工ができない場合」に該当)

年													H	2	2													H	2	3
月	2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		1							
日	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20						
当初計画 工期																														
変更工期																														
	5/1 工事一部中止期間(47日間) 5/7																													

・路体盛土のみの一部中止であり、仮栈橋の施工が出来たため費用増加計上の項目がなかった。(ガイドラインP12「増加費用の範囲」に記載)

工事の一部中止(47日)があったが、工期内の完成が可能であったため工期の延伸はなかった。

⑫ ○○下水道工事

費用増	工期延伸
×	○

【1. 工事概要】

工種： 推進工法(φ150VP)L=122m

工期： H22. 7. 27 ～ H23. 3. 15（当初:H23. 2. 15）

○：増加・延伸

×：増加なし・延伸なし

【2. 中止概要】

当初想定していなかった地下埋設物の移転が必要となり、やむを得ず工事中止(28日間)を行った。(ガイドラインP8「工事用地等の確保ができない等のため施工ができない場合」に該当)

【3. 中止期間】

年	H22										H23		
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
日	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	
当初計画 工期				着工 7/27							完成 2/15		
変更工期											工事延伸期間 ■■■■■		
					■ ■ ■ ■								
					9/9:工事一部中止期間(28日間) 10/6							2/16～3/15(28日間)	

【4. 増加費用の協議・費用が計上された項目等】

・一時中止に係る増加費用の請求がなかったため、費用の増加はなし。

【5. コメント】

中止期間と同じ期間(28日間)の工期延伸となった。

費用増	工期延伸
×	○

○: 増加・延伸
×: 増加なし・延伸なし

着工後に工事一時中止し、全体工事に影響があるため、工期を中止期間(197日)と同程度の173日間延伸に変更となった。

費用増	工期延伸
×	○

○:増加・延伸
×:増加なし・延伸なし

工期: H20. 10. 24 ~ H22. 3. 19 (当初:H21. 3. 27)

①設計の見直しに伴い詳細設計が未了及び支障物件（信号機移設）協議のため、やむを得ず工事中止（152日間）を行った。（ガイドラインP8「工事用地等の確保ができない等のため施工ができない場合」に該当）

年	H20			H21												H22		
月	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
日	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20
当初契約工期	10/24																	
変更工期	11/18 4/15 3/26 3月26日付 工期延伸① 3月26日～8月31日(159日間) 8/31 8月31日付 工期延伸② 8月31日～3月19日(200日間) 3/19 工事中止期間 10月24日～3月25日(152日) 詳細設計＋支障物協議 3月26日～H22年3月19日(359日間)																	

・準備工着手前であったため、費用の増加計上はなし。(ガイドラインP12「増加費用の範囲」に記載)

複数工区を同時施工で準備を進めていたが、設計見直しによる詳細設計、支障物協議が必要となり施工が出来なくなった。よって、3月26日に第1回変更を行い、中止期間分(152日)に準備期間(7日)を加算して工期延伸(159日)とした。その後の工期延伸②は排水構造物増工分(200日)の工期延伸である。

⑮ 国道〇〇号〇〇流路他その〇工事

費用増	工期延伸
×	×

【1. 工事概要】

工種： 流路工 1式 道路改良 1式 道路維持工 1式

工期： H22. 3. 17 ～ H22. 12. 21（当初：H22. 12. 21）

○：増加・延伸
×：増加なし・延伸なし

【2. 中止概要】

①流路工造成に伴う工事用進入路確保のため地山部を掘削したところ、左岸部に軟質な青灰色凝灰岩粘土や角礫混じり粘性土が出現し、地滑り崩積土層が確認された。掘削を続行した場合、地滑り滑動を誘発する危険性があるため、安全な施工を可能とする流路工の構造変更（修正設計）が必要となり、その間工事の一時中止(35日間)を行った。（ガイドラインP8「自然的又は人為的な事象のため施工ができない場合」に該当）

【3. 中止期間】

年	H22										H23			
月	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
日	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20
当初計画 工期	着工 3/17										完成 12/21			
変更工期			6/11	■ ■ ■ ■ ■ 工事一部中止期間(35日間)		7/15								

【4. 増加費用の協議・費用が計上された項目等】

・本工事では工事が全体工期に影響がなく、部分的であったため他の工種を施工することが可能であった。よって一部中止に係る増加費用を計上していない。

【5. コメント】

・本工事では上記中止期間も他の工種を実施しており、一部中止が全体工期に影響しなかったので工期の延伸も行っていない。

⑯ ○○下流道路改良工事

費用増	工期延伸
×	×

【1. 工事概要】

工種： 道路土工、法面工 3箇所、排水物構造工 9箇所、落石雪害防止工 10箇所

工期： H21. 3. 20 ～ H21. 12. 25（当初：H21. 12. 10）

○：増加・延伸

×：増加なし・延伸なし

【2. 中止概要】

・施工現場の約1km下流において、クマタカの抱卵が確認された。クマタカは絶滅危惧種（ⅠB類）の鳥類で、周辺での営巣期の工事について配慮する必要があった。そのため、巢内育雛期（5月～7月下旬頃）が終わるまで、工事の騒音・照明等による悪影響を与えないように、工事の一部の一時中止（51日間）を行った。（ガイドラインP8「工事用地等の確保ができない等のため工事を施工できない場合」に該当）

【3. 中止期間】

年	H21										H22			
月	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
日	10: 20:	10: 20:	10: 20:	10: 20:	10: 20:	10: 20:	10: 20:	10: 20:	10: 20:	10: 20:	10: 20:	10: 20:	10: 20:	10: 20:
当初計画 工期	着工 3/20									完成 12/10				
変更工期											完成 12/25			

7月22日 一部変更指示
法面工等を一部減工

5/11 工事一部中止期間(51日間) 6/30

【4. 増加費用の協議・費用が計上された項目等】

工事中止は、工事区間の一部（法面工、排水構造物工、落石雪害防止工）であり、他工種や準備工（測量等）の作業が可能であった。工事現場の維持等に影響がなかったため、増加費用の計上はなかった。

【5. コメント】

当該地域は、豪雪地帯で冬期施工は不可能であった。工期内に工事を完了させるため、15日間の工期延伸（一時中止分対象外）と、法面工及び落石防止網工の一部を減工することで年内の完成となった。

⑰ ○○電線共同溝工事

費用増	工期延伸
×	○

【1. 工事概要】

工種： 施工延長100m 管路工、舗装工、土工、軽量矢板土留、マンホール工

工期： H21. 2. 26～ H21. 11.5（当初:H21. 3. 30）

○: 増加・延伸
×: 増加なし・延伸なし

【2. 中止概要】

①工事箇所付近に花見の名所があり、観光シーズンとなり多数の一般者の通行が見込まれていた。そこで、電線共同溝の施工による交通渋滞を避けるため、やむを得ず工事中止(39日)を行った。

(ガイドラインP8「発注者が工事を中止する必要があると認める場合」に該当)

②舗装工の設計に見直しの必要性が生じ、やむを得ず工事中止(16日)を行った。

(ガイドラインP8「工事用地等の確保ができない等のため工事を施工できない場合」に該当)

【3. 中止期間】

年	H21																					
月	2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12	
日	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20
当初契約工期	2/26				3/30																	
変更工期									工期延伸①								工期延伸②					
									5月31日～10月20日(204日間)								10月21日～11月5日(16日間)					
	2/26		3/30				5/7								9/14		9/29		10/21		11/5	

【4. 増加費用の協議・費用が計上された項目等】

①契約後準備工着手前に中止となったため、費用の計上はなし。(ガイドラインP12「増加費用の範囲」に記載)

②一時中止に係る増加費用の請求がなかったため、費用の計上はなし。(")

【5. コメント】

春の観光シーズンの渋滞を避けるため工事中止の必要性が生じた。中止期間分(39日)に本来必要であった工事期間(165日)を加算して工期延伸(204日)した。その後、設計見直しのための中止が必要になり、9月29日に中止期間分(16日)の工期延伸をした。

⑱ ○○ CCTV 整備工事

費用増	工期延伸
×	○

【1. 工事概要】

工種： CCTV2基、非常電話1基

工期： H21. 9. 9 ～ H22. 3. 25（当初：H21. 12. 25）

○：増加・延伸
×：増加なし・延伸なし

【2. 中止概要】

本工事は、CCTV2基と非常電話1基の製作・設置を行うものである。工事の最終段階において、降雪・積雪により、工事箇所に入り込むことが危険な状況となったため、やむを得ず工事中止（51日間）を行った。（ガイドラインP8「自然的な事象により工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるとき」に該当）

【3. 中止期間】

年	H21					H22			
月	8	9	10	11	12	1	2	3	4
日	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20
当初計画 工期	着工					完成			
	9/9					12/25	12/26～3/25(90日間)		
変更工期	着工					工期延伸期間(増工＋中止期間)			
	9/9								
						1/4	工事一部中止期間(51日間)		2/24

【4. 増加費用の協議・費用が計上された項目等】

当該工事が中止となった時点で、進捗率は94%であった。残工事は、CCTVの接続、総合試験、調整などであり、工事中止に伴う手戻りなどは無かった。また、現場事務所や資材置き場などの借り上げ費用も必要なかったことから、増加費用の協議無しで中止協議を行ったものである。

【5. コメント】

12月末の契約変更時点で、降雪による中止が見込んでいた為、工期は増工分の施工に要する期間(39日)に中止見込み期間(51日)を含めた90日間の延伸に変更とした。

⑪ ○○ゲート設備工事

費用増	工期延伸
×	○

○：増加・延伸
×：増加なし・延伸なし

【1. 工事概要】

工種：○○ゲート設備塗替塗装工（717m²）
工期：H21. 10. 20～H22. 2. 24（当初：H22. 1. 29）

【2. 中止概要】

本工事の施工にあたり、作業ヤードへの人員入退や資材等の搬入・搬出時に必要不可欠な経路となる○○道路について、道路周辺法面への降雪・積雪により雪崩等発生危険性が想定されたことから道路除雪作業が行えず経路の確保が困難となったため。（ガイドラインP8「工事用地等の確保ができない等のため施工ができない場合」に該当）

【3. 中止期間】

年	H21									H22					
月	10			11			12			1			2		
日	10	20	31	10	20	30	10	20	31	10	20	31	10	20	28
当初計画 工期	着工 10/20									完成 1/29					
変更工期	着工 10/20									増工分必要工期 (8日間)			工期延伸期間 (26日間)		
										工事中止期間 (22日間)			1月26日～2月24日(26日間)		

【4. 増加費用の協議・費用が計上された項目等】

増加費用協議で、増加費用の項目はないと見込まれ費用計上はなかった。

【5. コメント】

中止期間が全体工事に影響を及ぼすこと及び増工に伴う必要工期を考慮し、工期について中止期間（22日）と増工分必要工期（8日）の合算日数（30日）と同程度の26日間延伸に変更となった。

②〇〇道路 舗装工事

費用増	工期延伸
×	○

【1. 工事概要】

工種： 舗装工21, 130m2 道路土工54, 100m3 排水構造物工1式 情報ボックス工1式

○: 増加・延伸

×: 増加なし・延伸なし

工期： H21. 7. 24 ~ H23. 1. 31 (当初: H22. 11. 30)

【2. 中止概要】

①先行改良工事における埋蔵文化財調査の遅延により、当該舗装工事の一部が施工に着手できないことから、やむを得ず工事の一部一時中止(127日間)を行った。(ガイドラインP8「自然的又は人為的な事象のため工事を施工できない場合」に該当)

【3. 中止期間】

年	H21						H22												H23
月	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1
日	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20
当初計画 工期	着工 7/24																	完成 11/30	
変更工期																		工期延伸期間 12/1~1/31(62日間)	

【4. 増加費用の協議・費用が計上された項目等】

・工事内容の一部中止であり、中止に伴う増加費用は無し(他工種の施工が可能)

【5. コメント】

- ・当初、特記仕様書において、あらかじめ埋蔵文化財調査期間の記載があったが、それ以上の遅れが生じた。
- ・当初の計画工程時より冬期間(12月下旬~2月中旬)の盛土工事は考えていなかった。
- ・中止期間が全体工程に影響を及ぼした期間(62日間: 2月中旬~4月中旬)のみ延伸した。

費用増	工期延伸
×	×

×:増加なし・延伸なし

工期: H21. 7. 31 ~ H23. 11. 30

①東日本大震災（H23. 3. 11）を起因とする燃料不足により、バックホウによる掘削積込工の施工が困難となったため、やむを得ず工事中止（18日間）を行った。（ガイドラインP8「自然的又は人為的な事象のため施工ができない場合」に該当）

年	H21						H22												H23											
月	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	
日																														
当初計画 工期	着工																											完成		
	7/31																											11/3		
変更工期																														
																			3/17	■ ■ 工事中止期間(18日間)								4/3		

・工事内容の一部中止であり、中止に伴う増加費用はなし(ガイドラインP11「中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合」に該当)

・一時中止が全体工期に影響しなかったので工期の延伸は行っていない。

費用増	工期延伸
×	○

×:増加なし・延伸なし

工事中止期間は13日間であったが、中止期間(13日間)＋増工要素による期間(75日間)により、工期延伸を88日間とした。

②3 ○○離岸堤消波ブロック製作工事

費用増	工期延伸
×	○

【1. 工事概要】

工種： 消波ブロック製作 180個

工期： R2. 9. 14 ～ R3. 3. 31（当初：R3. 2. 25）

○：増加・延伸

×：増加なし・延伸なし

【2. 中止概要】

全国各地の災害復旧工事(R1年災害)により多量の消波ブロック製作が発注されたこと、またR2年度春期から新型コロナウイルスの感染拡大に伴う工事遅延により、本工事で予定されていたブロック製作用型枠(貸与業者による型枠)の現場搬入に遅れが生じることとなり、やむを得ず工事の一時中止(62日間)を行った。(ガイドラインP8「工事用地等の確保ができない等のため工事を施工できない場合」に該当)

【3. 中止期間】

年	R2										R3			
月	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
日	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20
当初計画 工期							着工 9/14					完成 2/25		
変更工期													工期延伸期間 2/26～3/31(34日間)	

【4. 増加費用の協議・費用が計上された項目等】

契約後準備工着手前に中止となったため、費用の増加はなし。(ガイドラインP19「契約後準備着手前に中止した場合」に該当)

【5. コメント】

工期延伸は工程の見直しにより、中止期間より短期で施工可能となった。

②④ ○○トンネル補修工事

費用増	工期延伸
×	○

【1. 工事概要】

工種：剥落対策工 A=231.4m² 漏水対策工 L=32.2m

工期：R2. 3. 26 ~ R2. 11. 23（中止前工期：R2. 10. 21）

○：増加・延伸

×：増加なし・延伸なし

【2. 中止概要】

対策箇所調査完了後、工事着手のため交通誘導員の確保に努めたが、確保が出来ずにやむを得ず工事中止(33日間)を行った。(ガイドラインP8「②自然的又は人為的な事象のため施工が出来ない場合」に該当)

【3. 中止期間】

年	R2								
月	3	4	5	6	7	8	9	10	11
日	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20
当初計画 工期	着工 3/26							完成 10/21	
変更工期								工期延伸期間	
				6/26	工事中止期間(33日間)	7/29		10/21~11/23(33日間)	

【4. 増加費用の協議・費用が計上された項目等】

工事着手前であるために増加費用の計上はなかった。(ガイドラインP19「契約後準備着手前に中止した場合」に該当)

【5. コメント】

中止解除後速やかに本工着手したことにより中止期間(33日間)の延伸のみで工事は完了した。

②5 ○○下水道工事

費用増	工期延伸
×	○

○: 増加・延伸

×: 増加なし・延伸なし

【1. 工事概要】

工種: φ150mm管布設工(硬質塩化ビニル管) L=61m

工期: R2. 3. 4 ~ R3. 3. 12 (当初: R2. 9. 30)

【2. 中止概要】

道路拡幅に伴う既設下水道管の布設替えを行っていたところ、掘削中に想定外の油汚染が確認されたため、道路管理者が汚染解消を行う間、工事中止を行った。(ガイドラインP8「自然的又は人為的な事象のため工事を施工ができない場合」に該当)

【3. 中止期間】

年	R2										R3			
月	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
日	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20
当初計画 工期	着工 3/4							完成 9/30						
変更工期	着工 3/4							9/18~2/1	工事一部中止期間(137日間)			工期延伸期間 10/1~3/12(163日間)	完成(予定) 3/12	

【4. 増加費用の協議・費用が計上された項目等】

一時中止に係る増加費用の請求がなかったため、費用の増加はなし。

【5. コメント】

受注者の責によらない理由により施工不可能となったため、工事中止の措置を取り、工期については施工主体である道路管理者と調整を行いながら、受発注者で協議し必要な期間(163日間)を延伸した。

②7 ○○路肩拡幅工事

費用増	工期延伸
×	○

【1. 工事概要】

工種： L型擁壁工 26m 防護柵工 L=26m

工期： R2. 7. 14 ~ R3. 3. 16（当初：R2. 11. 23）

○：増加・延伸

×：増加なし・延伸なし

【2. 中止概要】

①バックハウ搬入時に近隣の住人から家が揺れるという苦情があったため、家屋事前調査を実施することとした。この調査が終わるまでの間、やむを得ず工事中止(81日間)を行った。(ガイドラインP8「自然的又は人為的な事象のため工事が施工できない場合」に該当)

②積雪により、工事ができないため、やむを得ず工事中止(65日間)を行った。(ガイドラインP8「自然的又は人為的な事象のため工事が施工できない場合」に該当)

【3. 中止期間】

年	R2						R3		
月	7	8	9	10	11	12	1	2	3
日	10, 20	10, 20	10, 20	10, 20	10, 20	10, 20	10, 20	10, 20	10, 20
当初計画 工期									
変更工期									
	9/4 工事中止期間(81日間) 11/23						12/28 工事中止期間(65日間) 3/2		

【4. 増加費用の協議・費用が計上された項目等】

工期延長に伴う増加費用については、受注者からの請求がなかったため、計上していない。(ガイドラインP21「増加費用等について受注者から請求があった場合」に計上するため)

【5. コメント】

中止解除後の工期が降雪期と重なったことから、146日間を工期延伸した。

②⑧ ○○河道掘削工事

費用増	工期延伸
×	○

【1. 工事概要】

工種： 河道掘削工 53,900m³ 残土処理工 一式

工期： R2.7.14 ～ R3.4.30（当初：R3.1.23）

○：増加・延伸

×：増加なし・延伸なし

【2. 中止概要】

大雪により道路状況の悪化及び運搬ルート of 県道1号線の道路拡幅除雪作業(県施工)の完了まで場外への土砂運搬ができないため、やむを得ず工事中止(14日間)を行った。(ガイドラインP8「自然的又は人為的な事象のため工事を施工できない場合」に該当)

【3. 中止期間】

年	R2																		R3																																	
月	7			8			9			10			11			12			1			2			3			4			5			6																		
日	10	20		10	20		10	20		10	20		10	20		10	20		10	20		10	20		10	20		10	20		10	20																				
当初計画工期	着工																			完成																																
	7/14																			1/23																																
変更工期	着工																			工事延伸期間（97日間）												完成																				
	7/14																			工事一部中止期間（14日間）												1/12	1/25		1/24～4/30												4/30					

【4. 増加費用の協議・費用が計上された項目等】

無し

【5. コメント】

工事再開後も断続的な降雪の影響により運搬効率が著しく低下し、休止期間以上の工期延伸となった。（工事中止による工期延伸は30日。）